

# 退職後に受けられる年金



退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」があります。

これらの年金は、原則として65歳から支給されますが、老齢厚生年金には、「特別支給の老齢厚生年金」があり、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方については、64歳から老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）が支給となります。

なお、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職し、階級が消防司令以下の方は、支給開始年齢が異なります。

## ● 老齢厚生年金の支給イメージ

	64歳	65歳
特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）		退職共済年金（経過的職域加算額）※1
特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金
		国民年金 老齢基礎年金
		加給年金額※2

※1 「退職共済年金（経過的職域加算額）」は、平成27年9月30日以前の組合員期間に応じて支給されます。

※2 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者または子がいる場合に加算されます。

## ● 支給開始年齢よりも前に年金を受けることができます！

本来の支給開始年齢よりも前に年金受給を希望する場合は、60歳到達以降に繰上げ請求を行うことにより、減額された「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

なお、この繰上げ請求については、国民年金から支給される「老齢基礎年金」の全部繰上げ請求と同時にを行う必要があります。

例

昭和37年4月2日生まれの方が  
令和6年4月1日（62歳到達日）に繰上げ請求した場合  
減額率：0.4%×36月＝14.4%

昭和36年4月2日生まれの方が  
令和6年4月1日（63歳到達日）に繰上げ請求した場合  
減額率：0.5%×24月＝12%



### 繰上げ請求を行った場合

1カ月当たりの年金額は  
0.4%減額です。

昭和37年4月1日以前に  
お生まれの方は0.5%の  
減額となります。

### 繰上げ請求の注意点



- 一度決められた減額率は生涯変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害厚生（基礎）年金や寡婦年金等は受けられません。
- 厚生年金加入中は報酬額により年金の一部または全部が停止となる場合があります。

お問い合わせ先

年金課 TEL 029-301-1414